

【平成 26 年度かまくら人権施策推進委員会会議録】

1 日 時：平成 27 年 1 月 19 日（月）18 時 10 分～19 時 00 分

2 場 所：鎌倉市役所 第二委員会室

3 出席者：【委員】

安富委員長、菊谷副委員長、桑田委員、町田委員

【幹事】

服部職員課担当課長 岸本こども相談課係長

小宮高齢者いきいき課担当課長、丸山障害者福祉課長、川合教育指導課長

【事務局】

中野経営企画部次長

文化人権推進課：春日課長、井上課長補佐、崎野主事、永野職員

※傍聴者 なし

4 議題

(1) 平成 25 年度鎌倉市人権施策推進状況報告について

(2) その他

5 配付資料

(1) 会議次第

(2) かまくら人権施策推進委員会委員名簿

(3) 平成 25 年度鎌倉市人権施策推進状況報告

(4) かまくら人権施策推進委員会条例

6 会議の概要

文化人権推進課長挨拶

かまくら人権施策推進委員会について

かまくら人権指針の改定について

委員自己紹介

事務局、幹事自己紹介

委員長、副委員長選出

会議の公開、傍聴者の取り扱いについて確認

会議録の取り扱いについて確認

過半数の出席により、委員会の成立を確認

資料の確認

委員長 それでは、議題(1)の平成25年度鎌倉市人権施策推進状況報告について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料1をご覧ください。

1ページに、基本理念を示し、2ページ以降分野ごとに施策推進の基本的方向と推進状況を説明しています。担当課から報告された実施状況は14ページ以降に一覧でまとめております。なお、ここでの事業評価A～Dについては、担当課による評価です。

主な重点施策の推進状況について説明します。2ページ、女性の分野の主な重点施策として、政策・方針決定の場への女性の参画があります。審議会等の女性委員登用の促進を図るため、男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満としないことを目標値と定めております。平成26年4月1日現在、これを満たした審議会は73のうち23で、割合にすると31.5%でした。なお、女性委員が平均値を28%と表示しております。これは審議会全体に占める女性委員の割合です。国に報告する内容を参考として記載しています。審議会等で団体の代表者で職をあてる場合があります。女性委員を増やすには代表に限らず、他の職の女性の中から委員を推薦するなどの対応が必要と考えます。女性委員がいない、または5%以下の審議会については、こちらから聞き取りを行い改善を図りました。

4ページをご覧ください。子どもの分野の主な重点施策として、児童虐待未然防止策の充実があります。こどもと家庭の相談室では、386件の新規相談があり、そのうち153件が虐待に関する相談でした。これらは、要保護児童地域対策協議会において、関係機関が情報を共有しながら問題解決に向けた対応に努めました。この協議会は、児童相談所、保健福祉事務所、警察、学校、保育園、幼稚園、医療機関市の関連課等で組織されています。この関連機関と市の連携をさらに強化し、虐待の発生及び深刻化の予防に向けた支援の充実が求められています。

次に6ページをご覧ください。高齢者の分野の主な重点施策に地域包括システムの構築があります。地域包括支援センターは、行政地区ごとに設置され、高齢者の総合相談窓口となっています。平成24年6月からは高齢者人口が多い鎌倉地区と大船地区にも増設し、合計7か所となりました。平成25年度の新規相談は3,332件となっています。相談の中には高齢者の権利擁護や虐待防止に向けた事案も多くあり、住み慣れた地域や家庭で安心した生活ができることに寄与していますが、高齢者の増加に伴い、相談体制の更なる充実が必要と考え

ます。

7 ページをご覧ください。障害者の分野の主な重点施策として障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進があり、精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの方を雇用した事業者に奨励金を支給して、平成 25 年度は 80 人が対象となっています。また、市は障害者を対象とした採用試験を行い平成 25 年度は 2 名を採用しました。

8 ページをご覧ください。外国籍市民の分野の主な重点施策として多言語による情報提供の推進があります。市民通訳ボランティア登録制に対し、平成 25 年は 4 件の相談があり、うち 1 件は実際に派遣しております。行政手続きなどの際に日本語での意思疎通が困難な外国籍市民に対応して行うものですが、この制度の周知が課題となっており、ホームページなどでの周知の充実が必要と考えます。

9 ページを開いてください。災害発生時の人権の分野の主な重点施策として防災に関する男女共同参画の推進があります。避難所におけるプライバシーや性差等への配慮が重要との認識はありますが、具体的な施策には今現在至っておらず、これからの課題となっています。

同じく 9 ページ、同和問題の分野の主な重点施策として、個人情報保護があります。個人情報の漏えいを防ぐため、平成 26 年度からの本人通知制度の実施を目指して準備を進めてまいりました。

11 ページを開いてください。人権啓発の推進の中で平成 25 年度より未就学児への人権教育を行い、平成 25 年度、人権擁護委員が保育園又は幼稚園を訪問し、5 歳児を中心として紙芝居を行い、いじめは悪いこと、みんなで仲良くしようというメッセージを伝えております。

14 ページを開いてください。こちら以降は、それぞれの事業について、実施対応、担当課が行った事業ごとに評価を示しております。以上で説明を終わります。

委員長

ありがとうございました。質問等ありましたら、お伺いしたいと思います。8 ページで外国人の人権の (2) で多文化共生社会の推進ということで書かれていますが、日本語の理解が十分でない外国籍児童・生徒に対し、日本語指導等の支援をすることにより、学校生活への適応を図りました。平成 25 年度は 127 日間、これは延べですね。

事務局

はい。

委員長

わかりました。日本語の理解が十分でない外国籍児童・生徒というのは本市

にどれくらいいるんでしょうか。

教育指導課長 対象になったお子さんは、25年度に関しては5名、さほど毎年多くはなりません。今年度は現在までは対象0名でしたが、ここへ来て1名いらっしゃるという状況です。

委員長 小学校ですか。

教育指導課長 はい。小学校です。

委員長 5名の方に日本語指導者を派遣した。その延べ日数が127日という理解でいいですか。

教育指導課長 はい。

委員長 ありがとうございます。ちなみに何語の方ですか。

教育指導課長 中国語、英語、スペイン語です。

委員長 いろいろな言語がありますね。

教育指導課長 はい。特に傾向はないのですが、あえて言うならば、最近中国籍、または中国に長く居らした方が多いです。

委員長 日本語指導者の方は、中国語がお話になれるということですか。

教育指導課長 はい。昨年度の場合は、日本人の方で中国語を勉強され、実際に中国に行かれた経験のある方でした。

委員長 そういう方を教育委員会として、探してこられるのですか。

教育指導課長 生涯学習のところで、人材バンクで登録されている方、団体がいらっしゃるので、そういうところに相談したり、学校が直接、地域にいらっしたり、保護者の方の知り合いということもあります。

委員長 有償ですか、無償ですか。

教育指導課長 有償です。若干ですが。

委員長 はい。そうですか。話は変わりますが、個人情報届出は出ていますか。

教育指導課長 はい、出ております。

委員長 ありがとうございます。先ほど説明のありました9ページの同和問題のところに個人情報の漏えいというのがあって、平成26年度からの本人通知制度の実施を目指してというのがありますが、本人通知制度というのは何でしょうか。

事務局 住民票等を不正に利用したのがわかった場合、ご本人に通知する。

委員長 不正に利用した？

幹事 逗子の事件のようなことですね。第三者が個人の情報を閲覧してというような情報です。

委員長 それは、利用目的は別にして、第三者が市民の住民票の閲覧等々したらそれをご本人に通知するというものでいいのですか。

幹事 それは、犯罪にかかわるような場合だけということですか。

委員長 そういう仕組みについて、それは条例上何か根拠があるんですか。事実上運用でということですか。犯罪に利用されたという場合に本人に通知しますよという制度ということは、何か本市において、全国的にあるのでしょうか？

事務局 先進的などころでは、始めているということですか。法律ではないです。

委員長 ここは、何を根拠にそれをやっているのですか。

事務局 条例又は要綱があったと思いますが、調べて確認したいと思います。

委員長 犯罪目的でというのは、分からないでしょう。

事務局 結果的に犯罪など不正利用されたと分かった場合についてのみです。

委員長 犯罪に利用されたかどうかなんて全部新聞に載るわけではないし、警察から通知でもらうということ？そんな制度があるんですか？

事務局 市民課の方で運用していると思います。

委員 非常時的な手続きだと思います。全ての人にではなく、住民票の閲覧が申請によって、そういうことがあったら私に通知してくださいという申請があった場合に本人通知をするという手続きですか。

事務局 それは事前登録制といわれるものなんですが、そこまでは鎌倉はまだ、行っていません。各市で事前登録制に進んでいこうという動きはあります。第三者から利用があったらすぐに通知して差し上げるというもので、鎌倉はそこまでは行っていません。

委員 私は、これを事前通知制と間違えていました。

委員長 要綱制定などの準備というのは、要綱制定するところを準備しているのですから、どこかの部局にあるんでしょう。

事務局 はい。市民課です。市民課が26年4月1日から行っています。ただ、ご報告は25年度ですので、目指してとなっています。

委員長 先ほどの多文化共生社会の推進ですが、多文化共生という場合、一般的にはいわゆる外国人の集住地域などで、そういう方達とどううまくやってみようかということをおっしゃるのであって、先ほど5名と教えていただきましたけれど、そのような方々に日本語の指導者を派遣するというところが、多文化共生というところまで踏み込んだ概念なのかというと、私は若干違うような気がする。概念の整理というか、これで正しいのかが気になること

ろです。たとえば、浜松や栃木県大田原、愛知県豊田市などは大きな産業があって、ブラジル人が来られてそこで集住地域を作られていて、ブラジル人の方たちと日本国籍を持っている人とがどういうかたちでお互いその地域の中で暮らしていくかというときに多文化共生という言い方をするので、個別の方への支援、援助みたいなものまで、いえるのかなと気にならないでもない。そこは気になりました。他に何かお気づきの点ありますか。障害者の視点で何か改めてほしいところなどありましたら是非お願いします。

委員 先ほどの通知制度の話ですが、同和問題の中にありますが、同和問題に限ったことではない。

委員長 私もそう思います。どうして同和問題から入るのでしょうか。

事務局 結婚等個人情報を知りたいという関係です。

委員長 それでは、犯罪と関係ありませんね。結婚は犯罪と全く無縁な話ですよ。違うのではないですか。

事務局 不正に取得された場合ということですね。もともとは逗子の事件をもとにして。

委員長 どうして逗子のストーカー事件が同和問題の中に入るんですか、ということですか。

事務局 発端はそうなんですが、そのことも情報が漏えいしたからということですか。

委員長 同和問題に限らないでしょう。

事務局 はい。

委員長 お認めになるなら、ここに入れたらおかしいでしょう。

事務局 声が上がっているのはそこからということで、ここに入れるのは確かに適当でないと思われま。

委員長 同和問題との関係で本人通知制度というのが、全く理解できなかったの、ここはもう少し整理していただきたいところです。どこに入れるかをご検討いただきたいと思います。主旨がここに入るのは疑問だと思います。高齢者あるいは障害者いかがでしょうか。

委員 3 ページの (4) 固定的な男女役割分業意識の解消というところで、市民と協働で発行する情報紙「パスポート」が出ていますね。インターネットでこれをみますと、女と男の新しい生き方を探る情報紙と書いてあり、過去の内容も閲覧できるようになっていたが、先ほど前の委員会で職員の方

で前年度育児休業を取られた方が2人いらしたと伺いましたが、そういう方の体験談はこういう情報紙には反映したりしてはないですか。

事務局 過去はしていません。

委員 具体的なそういう均等法を具体的に、こういうふうに使ってますという事例が身近にあるようでしたら、せっかく情報紙があるので、利用していただければいいんじゃないかと思います。

委員長 ご意見ありますか。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

7ページの(4)で成年後見人制度による障害者の権利擁護の推進とありますが、かまくら成年後見制度連絡会を活用し、成年後見制度の周知・啓発を行い、さまざまな相談や利用支援を図りました、というのは、どうして障害者の人権につながってくるのでしょうか。

障害者福祉課長 成年後見制度の利用支援を日頃行っております。法曹界の方、相談支援の方、包括支援センターの方、司法書士、社会福祉士の方が参加しています。成年後見人についてはご存じのとおり、高齢者、障害者それぞれご自身で契約等結べない場合、親族の方、後見人の方をあてて成年後見進めているところですが、この事業については、対象となる市民の方に普及・啓発等行っているところです。多くは高齢者の方がご利用いただいておりますが、知的障害者、精神障害者の方も成年後見制度を利用する傾向が進んできて、それについては、高齢者いきいき課、障害者福祉課と共に結成し、制度の周知・啓発や利用支援のあり方について連絡会で検討協議しています。

委員長 知的障害のある方、精神障害があつてひとりで十分な判断ができないという方に対して、成年後見制度を利用するということですか。

障害者福祉課長 そうですね。成年後見制度の利用は、円滑にできるように関係機関と日頃からネットワークをつくるための連絡会です。

委員長 それは、そういう障害のある方が利用できますよということについての広報活動的なものはなさっていますか。

障害者福祉課長 はい。

委員長 必要に応じて相談があるということですね。

障害者福祉課長 はい。

委員長 わかりました。ありがとうございます。他にはいかがですか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。今いくつかご意見があつた所をふまえて、今後の施策に活かしていただければと思います。

文化人権推進課長 本日は貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。今日いただいたご意見をもとに今後の施策に活かしていきたいと思えます。また、ご指摘いただいた部分で修正の必要な部分については修正をいたします。次回の日程ですが、来年度は指針の改定等も予定しておりませんので、委員会は1回の開催を予定しております。来年度の10月中の開催としたいと考えております。日程の方は後日がよろしいでしょうか。

委員長 先でいいですね。欠席の委員もおられますので、いまの段階で日程調整は難しいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

事務局 ありがとうございます。

委員長 ありがとうございます。本日のかまから人権施策推進委員会を以上で閉じさせていただきます。ありがとうございます。